

# 西条市における自家警備取扱要領

## (目的)

第1条 この要領は、西条市が発注する工事及び業務委託の施行にあたって、交通誘導を実施するための警備員の確保が困難となっている現状に鑑み、警備員によらずに交通誘導を実施する場合の実施体制を明確化することにより、安全を確保するとともに、円滑な施行を確保することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 交通誘導 工事現場における事故の発生を警戒し、防止するため、工事現場周辺を通行する不特定の人及び車両に対し、注意の喚起、誘導等を行うことをいう。
- (2) 交通誘導員 交通誘導を行う者をいう。
- (3) 警備業者 警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第3項に規定する警備業者をいう。
- (4) 警備員 警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。
- (5) 自家警備 警備員によらず、受注者が自らの従業員に行わせる交通誘導であって、この要領に基づいて行うものをいう。

## (自家警備の制限)

第3条 自家警備は、次の各号に掲げる場合においては、これを実施してはならない。

- (1) 交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を配置しなければならない場所において行う場合
- (2) 交通誘導を行う場所の自動車交通量（上下方向の合計の交通量をいう。）が1日あたり概ね1,000台以上である場所において行う場合
- (3) 当該交通誘導により一般交通へ及ぼす影響が大きい場合

## (一般交通への影響が大きい交通誘導の種類)

第4条 交通誘導のうち、次の各号に掲げるものは、前条第3号に定める一般交通への影響が大きい交通誘導に該当するものとする。

- (1) 車道において、自動車及び原動機付自転車に対し車線変更を促すもの
- (2) 片側交互通行規制を行う道路において、自動車及び原動機付自転車に対し停止を促すもの
- (3) 1車線の道路において、自動車及び原動機付自転車に対し進路変更を促すもの

2 交通誘導のうち、次の各号に掲げるものは、前条第3号に定める一般交通への影響が大きい交通誘導に該当しないものとするができる。

- (1) 工事現場への出入口付近において、当該出入口から出入りしようとする工事関係車両を誘導するもの
- (2) 歩道において、歩行者及び自転車等に対し注意の喚起、誘導等を行うもの

(3) 全面通行止め規制(時間を限って行うものを含む。)を行う道路の前後において、歩行者及び車両に対し案内、誘導等を行うもの

3 交通誘導のうち前2項に定めるもののほかは、当該交通誘導を行う場所の条件、交通の状況等を考慮し、監督員及び受注者が協議して定める。

#### (自家警備の実施)

第5条 受注者は、交通誘導を実施するために警備員の配置を必要とする場合であつて、警備業者の都合により必要な警備員を配置できないときは、この要領の定めるところにより、自家警備を行うことができる。

2 受注者は、前項の場合は、警備業者の都合により必要な警備員を配置できないことを示す資料(警備業者に対する注文書及び当該警備業者の辞退届等をいい、辞退届等は1者のもので足りるものとする。)を添えて、あらかじめ監督員に協議しなければならない。

3 監督員及び受注者は、前項の協議を行うときは、交通誘導員の配置に関する事項のほか、必要に応じ、一般交通への影響を小さくするための施工方法、交通誘導の方法等について、総合的に検討するものとする。

#### (監督員の承諾)

第6条 監督員は、受注者から前条第2項による協議を受けた場合は、受注者が自家警備を行うことを承諾することができる。ただし、受注者が実施しようとする自家警備がこの要領に違反するものであると認められる場合は、これを承諾してはならない。

#### (道路使用許可申請)

第7条 受注者は、自家警備を行う場合に工事現場を管轄する各警察署長に対してする道路使用許可を申請するときは、自家警備を行うことを明らかにしなければならない。

#### (安全教育)

第8条 受注者は、自らの従業員を自家警備に従事させる場合は、当該従業員に対し、交通誘導に関する安全のための教育を行わなければならない。

#### (自家警備に従事する交通誘導員の専任)

第9条 受注者は、自らの従業員を自家警備に従事させる場合は、当該従業員を交通誘導員として専任させなければならない。

2 前項の従業員は、交通誘導員として専任しなければならない。

3 前項の従業員は、腕章及び反射材付チョッキ等を着用し、専任の交通誘導員であると判別できるようにしなければならない。

#### (自家警備の下請の禁止)

第10条 受注者は、自家警備を下請負人又は再下請負人に行わせてはならない。ただし、当該下請負人又は再下請負人が警備業者である場合を除く。

(警備員との混在の禁止)

第11条 受注者は、工事現場における一つの指揮命令系統において、警備員である交通誘導員とそれ以外の交通誘導員が混在することとなるような自家警備を行ってはならない。

(施工管理)

第12条 愛媛県土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-1-32 第1項、第2項及び第4項前段の規定は、受注者が自家警備を行う場合において準用する。

2 受注者は、自家警備を行う場合は、安全管理写真として交通誘導員による毎日の交通誘導状況を配置する交通誘導員ごとに撮影し、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。

(積算上の措置)

第13条 この要領に基づいて受注者が自家警備を行う場合の当該交通誘導員に関する積算に使用する労務単価は、交通誘導警備員Bとする。

(補則)

第14条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

附 則

この要領は、令和4年5月16日以降に行う交通誘導に適用する。